

【後期高齢者医療制度】

7月中旬に新しい

「被保険者証」をお送りします

被保険者証について

一部負担金の割合について

後期高齢者医療制度の被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証をお届けします。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成21年中（1～12月）の所得により算出された平成22年度の住民税課税所得と平成21年中の収入をもとに計算されています。

なお、保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）をお届けすることがあります。納付が困難な事情がある場合は、早めに保険・医療課までご相談ください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成21年中（1～12月）の所得により算出された平成22年度の住民税課税所得と平成21年中の収入をもとに計算されています。（下表の該当条件 の場合は、70歳以上75歳未満の方の収入も計算対象となります）

なお、この割合は世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

これがお手元に届きます

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成23年7月31日まで	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	兵庫県加東市社50番地
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
資格取得年月日	平成22年 月 日
発効期日	平成22年4月1日
交付年月日	平成22年4月1日
一部負担金の割合	3割 ただし平成22年7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 2 8 2 2 8 0 兵庫県後期高齢者医療広域連合 

見本



限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯員全員が住民税非課税（下表の区分で低所得者・該当）の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が下表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい認定証を被保険者証と一緒にお届けする予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で、認定証の申請をされていない場合は、各庁舎窓口センターに申請してください。

問い合わせ
市民安全全部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎ 48・3004

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）	該当条件	
		個人単位〔外来〕	世帯単位〔入院含む〕			
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% [44,400円] ¹	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方ただし、住民税課税所得145万円以上でも、収入が次の金額に満たない方は、窓口センターに申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています。】 同一世帯に被保険者が1人の場合…収入383万円 同一世帯に被保険者が1人(収入383万円以上)と70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計520万円 同一世帯に被保険者が複数いる場合…被保険者全員の収入合計520万円	
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得者」、「低所得者」以外の方	
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ²	世帯員全員が住民税非課税	「低所得」以外の方 各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 年齢福祉年金の受給者
				100円		

1 [] 内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
2 [] 内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額（申請が必要）